

第 1 5 5 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 1 2 月 1 2 日 (火) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 1 2 月 1 2 日 (火) 午後 1 時 5 3 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 1 2 月 1 2 日 (火) 午後 2 時 5 6 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 岡山市役所 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 5 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	1 1	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	1 2	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	出席	1 3	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	1 4	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	1 6	三垣 千秋	出席
8	久山 優	欠席	1 7	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について
 (6) 転用事業計画変更承認届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 利用意向調査について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 4番 浦上 和己 13番 真田 明彦

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第155回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。4番 浦上委員, 13番 真田委員にお願いします。

議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について, 南区の3ページ17番が取下げになっています。

また, 11月総会で許可の議決をした南区妹尾の野球場を転用目的とする5条申請は, 面積が3,000㎡を超えていましたので, 11月28日の県農業会議に諮問し, 許可適当との答申があり, 許可指令書を交付しています。

議長 それでは, 議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが, 21番・22番は申請等(4)転用事業計画変更承認申請5番・6番と同時申請であり, 相互に関連がありますので, 申請等(4)の最後で同時に審議します。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ1番, 前回保留の案件です。営農計画書の内容に疑義があるため, 保留となっていました。

受人は津高に居住し, 新規農により津高の畑を取得しようとするものです。

営農計画書の再提出があり, 協議したところ, 今後農地利用がなされるものと判断されました。よって, 取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番, 受人は御津芳谷に居住し, 新規農により牟佐の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番, 受人は吉宗に居住し, 新規農により吉宗の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番は取下げです。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で, 取下げの4番を除く1番から3番までの3件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 1 ページ5番、受人は倉敷市に居住し、世帯で約43aの農地を耕作する農業者で、増反により惣爪の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は川入に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、増反により川入の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 ページ7番、受人は新庄下に居住し、世帯で約1haの農地を耕作する農業者で、増反により新庄下の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は早島町に居住し、新規農により粟井の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三 垣 委 員 北・吉備地区協議会で、5番から8番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 2 ページ9番、受人は御津高津に居住し、新規農により御津高津の畑に30年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は御津高津に居住し、新規農により御津高津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦 上 委 員 御津・建部地区協議会で、9番及び10番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

2 ページ 1 1 番, 受人は内尾に居住し, 世帯で約 3 0 a の農地を耕作する地方公務員で, 受贈により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 2 番, 受人は妹尾に居住し, 世帯で約 8 0 a の農地を耕作する農業兼自動車修理業者で, 増反により妹尾の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 3 番, 受人は妹尾崎に居住し, 世帯で約 6 0 a の農地を耕作する会社員兼農業者で, 増反により妹尾崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番, 受人は広島県三原市本郷町に本店を置く農地所有適格法人で, 新規農により郡の畑を所有権移転しようとするものです。なお, 受人は令和 5 年 1 月 1 0 日付で, 広島県三原市へも農地法第 3 条の所有権移転の申請を行っていましたが, 令和 5 年 1 月 2 4 日付で全件許可になっていることを確認しております。

適格法人の要件を満たすこと, 取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 ページ 1 5 番, 受人は箕島に居住し, 世帯で約 2 7 a の農地を耕作する農業兼会社役員で, 増反により箕島の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 6 番, 受人は奥迫川に居住し, 世帯で約 8 9 a の農地を耕作する農業者で, 増反により奥迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 7 番は取下げです。

1 8 番, 受人は北七区に居住し, 世帯で約 2 . 5 h a の農地を耕作する自営業兼農業者で, 増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

4 ページ 1 9 番, 受人は片岡に居住し, 世帯で約 7 8 a の農地を耕作する農業者で, 増反により片岡の畑を所有権移転しようとするものです。なお, 本申請は転用計画地に入っておりますが, 規模が縮小されたため, 以前の所有者が農地として買い戻すものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, 問題がないことから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 0 番, 受人は片岡に居住し, 世帯で約 1 5 a の農地を耕作する農業者で, 受贈により片岡の畑を所有権移転しようとするものです。なお, 本申請も転用計画地に入っておりますが, 境界を確定した際に, 申請人が以前から耕作をしていた農地に越境していることが判明したため, 是正により譲り受けるも

のです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、取下げの17番を除く、11番から20番までの9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)の1番から20番までのうち、取下げの2件を除く18件をいずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 6ページ1番、転用目的は農地改良のための一時転用です。

申請人は平野で社会福祉事業を営む法人で、18aの農地を所有しています。申請地近隣では、あんじゅの里保育園を運営しており、保育園に通園する園児や保護者、地域住民が共同で農作業できる農園の展開を計画しているため、田を畑に変更しようとするものです。農地改良期間は、令和5年12月25日から令和6年2月29日までです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、農地改良のための一時転用であり、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

<※ 荒井委員 退室>

逢坂課長補佐 6ページ2番、転用目的は農業用資材置場です。

申請人は東畦に居住する農業者ですが、農業請負の増加により農業用資材置場が不足するため、申請地を農業用資材置場として転用するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は倉敷市水島南春日町に居住する会社員ですが、奥迫川の持家を管

理するため、定期的に通う必要があります。その際に自家用車の駐車スペースが無いため、持家に隣接する申請地を露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

長瀬委員 南区協議会で、2番及び3番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(2)の1番から3番までの3件は、いずれも許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

<※ 荒井委員 入室>

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局から願います。

田尾係長 7ページ1番と2番は、同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は、1番は自己兼用住宅(事務所)、2番は自己専用住宅です。

1番、申請人は北区花尻みどり町の持家に税理士事務所を構え、申請人と妻と子ども2人で生活しており、子どもの成長や事業の拡大に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く、生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己兼用住宅(事務所)を建築しようとするものです。なお、現住居は退去後に売却する予定です。

2番、申請人らは北区高柳西町の借家に申請人らと子ども1人で生活しており、子どもの出産に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居から近く生活環境が変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から5番までは、同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和5年3月30日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

3番、申請人は、北区田中の借家に家族3人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人の妻の実家に近く、申請人の勤務先にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は、北区柳町二丁目の父所有の住居に申請人と妻と子ども1人

で生活しており、父が賃貸物件として購入した現住居に入居希望者が出たことから、現住居を退去し、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は北区平野の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭であることから、現在の居住地に近く生活環境も変わらず、申請人と妻の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和5年9月20日付農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場です。

申請人は、南区三浜町一丁目に本社を置き、主に産業廃棄物処理業を営む法人です。近隣に所有している産業廃棄物処理施設までの道路が非常に狭く車両のすれ違いが困難なため、施設近隣の牧場へ向かう客とのトラブルが発生しており、それを回避するため、申請地の所有権を移転し、露天駐車場を設置しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番と8ページ8番は、同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも令和5年9月20日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

7番、申請人らは、北区辰巳の借家に申請人らと子ども1人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、申請人(夫)の勤務地に近く、申請人(妻)の通勤に際し交通至便である申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は、南区福浜町の借家に申請人と妻で生活しており、子どもの出産予定があり家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、インター出入口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番と10番は、同じ地域のため、まとめて説明します。

いずれも転用目的は自己専用住宅です。

9番、申請人は、中区西川原一丁目の借家に申請人と妻と子ども1人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから、申請人と妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人らは、北区庭瀬の借家に申請人らと子ども1人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから、申請人らの勤務先に近く、申請人(妻)の実家へ行くのにも便利である申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、

転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から10番までの10件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 8ページ11番から13番までは、同じ地域のため、まとめて説明します。転用目的は、いずれも自己専用住宅です。

11番、申請人らは、東花尻の実家に家族5人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人ら夫婦と子どもの計3人が現住居を退居し、現住居に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は、花尻みどり町の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、妻の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人らは、平野の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人ら双方の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は永久転用目的の一時転用による露天駐車場及び露天資材置場です。一時転用期間は、許可日から3年間です。

申請人は新庄下に事務所を置き建設業を営む法人ですが、事業拡大に伴い手狭になり、駐車場及び資材置場が必要となったため、法人代表者の所有地であり、事務所に近い申請地に使用貸借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で11番から14番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 9ページ15番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は倉敷市神田三丁目に事務所を置き、土木建設業等を営む法人です

が、事業拡大のため資材置場が必要となったため、交通至便である申請地の所有権を取得し、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、3,000㎡を超えていますが、必要とする露天資材置場の事業計画から妥当な面積であると考えられます。また、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は露天資材置場、駐車場、事務所で、原形復旧を伴う一時転用で、転用期間は令和6年1月1日から令和6年12月31日までです。

申請人は海岸通一丁目に事務所を置き、建築工事の請負業を営む法人ですが、請け負ったガスパイプラインの整備に伴い、露天資材置場、駐車場、事務所として使用するため、申請地に賃借権を設定し、一時転用するものです。

農地区分は農用地ですが、原形復旧を伴う一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼす恐れがなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10ページ17番、転用目的は露天資材置場です。

申請人は北区新屋敷町一丁目に事務所を置き、不動産業を営む法人です。令和5年9月19日付で本申請地に近い西側の農地を所有権移転で取得しましたが、事業拡大のため更に資材置場が必要となったため、交通至便である申請地の所有権を取得し、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、本件は令和5年9月20日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）です。

申請人は福富西三丁目の借家に夫婦と子どもで生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近く、農作業の手伝いもしやすい父所有の申請地の所有権を移転し、自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha以上で、高性能農業機械の営農に適する甲種ですが、集落に接続した住宅であり、申請人の父の所有地で他に代替地無く、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は、露天駐車場です。

申請人は古新田に居住する会社員ですが、自宅敷地内に駐車スペースが無いため、現在近隣の駐車場を借りて駐車しています。しかしこの度、現在使用している駐車場の所有者より返還して欲しいとの申し出があったため、自宅に近い申請地の所有権を取得し、露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は露天資材置場で、永久転用目的の一時転用で、転用期間は許可日から3年間です。

申請人は南区小串にてリサイクル業を営む法人ですが、廃プラスチックや、

プラスチック製品置場の用地がひっ迫しているため、会社から近く、代表者祖父所有の申請地を露天資材置場として転用するものです。なお、申請地北側についても同一受け人が現在露天資材置場として一時転用中であり、本申請地との一体利用です。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は露天資材置場・露天駐車場で、現在一時転用中です。

申請人は南区宮浦に本店を置き、建設業を営む法人ですが、事業拡大により資材置場および駐車場が不足しているため、既存露天資材置場の隣接地である申請地に賃借権を設定し露天資材置場・露天駐車場として今後も使用するため、永久転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、3,000㎡を超えていますが、必要とされる露天資材置場・露天駐車場の事業計画から妥当な面積であると考えられます。また、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

長瀬委員 南区協議会で、15番から21番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議 異議なし。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から21番までの21件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

なお、15番及び21番の2件については、転用面積が3,000㎡を超えていますので、12月15日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等(4)転用事業計画変更承認申請、及び申請等(1)3条申請南区20番、21番について審議します。

中・中央地区の説明を事務局から願います。

田尾係長 11ページ1番と2番は、同じ地域のためまとめて説明します。

いずれも変更後の転用目的は自己専用住宅で、1番は令和元年9月13日付で、2番は平成31年1月16日に自己専用住宅を目的に許可となった案件です。

1番、当初転用者は、資金の融資を受けることができなくなり計画を取り止めたもので、この度、承継者が転用事業を引継ぎ、継続して転用事業を行うものです。

承継者は、北区東古松四丁目の借家に承継者と妻と子ども3人で生活していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、子ど

もの障害に伴う通所支援施設に近く、承継者の祖母宅にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、当初転用者は、資金の融資を受けることができなくなり計画を取り止めたもので、この度、承継者が転用事業を引継ぎ、継続して転用事業を行うものです。

承継者は、愛媛県新居浜市の借家に承継者と妻と子ども3人で生活していますが、岡山市へ転勤が決まり、申請人の転勤後の勤務地に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番及び2番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 11ページ3番、変更後の転用目的は自己専用住宅で、令和5年7月13日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件です。

当初転用者は、新型コロナウイルスの影響により勤務先の業績が悪化し、大幅減給となり、借入金の返済の目途が立たなくなったため、計画を取り止めたもので、この度、承継者が転用事業を引継ぎ、継続して転用事業を行うものです。

承継者は、下中野の借家に承継者と妻、子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、承継者の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

三垣委員 北・吉備地区協議会で3番について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 11ページ4番、申請人は夫婦で自己専用住宅を建築するため、転用許可を受けていましたが、その共有持分を変更するものです。その他の変更はありません。

12ページ5番、6番は、5ページ申請等(1)3条申請21番、22番と同時申請であり、相互に関連がありますので、まとめて説明します。

12ページ5番と6番、営農型太陽光発電設備設置の許可を受け、一時転用

中の案件ですが、いずれも個人から法人へ転用事業者を変更するもので、事業計画に変更はありません。いずれも一時転用期間は、現在の一時転用の残存期間である、令和5年12月12日から令和6年4月27日までとなります。

なお、営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としては支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。

いずれも栽培作物は原木しいたけです。支柱の高さ、農作業のできる空間確保など営農型発電設備の設置の基準を満たしており、収量又は生育状況も基準を満たしています。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

また、5ページ申請等(1)3条申請の21番、22番は、転用事業者の変更に伴い、太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、発電設備について、受人が3条で地上権設定を行うものです。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、申請等(4)4番から6番まで、及び申請等(1)21番、22番の5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可・承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議 異議なし。

議長 それでは、申請等(4)1番から6番までの6件を承認、申請等(1)21番及び22番の2件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(5)岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について(所有権の移転)を審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 (5)所有権の移転は、13ページ南区1番の1件です。これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議 異議なし。

議長 それでは、申請等(5)の農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全議 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 14ページ1番から18ページ21番までの21件で、1番は相続による所有権・賃借権の取得で、残る20件はすべて相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（６）については、２１件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１９ページ１番及び２番の２件で、転用目的は、露天駐車場１件、共同住宅の建設１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、２０ページ１番から１２番までの１２件で、転用目的は、分譲宅地等４件、露天駐車場３件、共同住宅等２件、自己専用住宅１件、露天資材置場、事務所１件、資材置場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２１ページ１番から４番までの４件で、解約理由は耕作目的１件、転用目的３件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２２ページ１番から４番までの４件で、内容は、農業用倉庫１件、農業用排水施設１件、農業用ビニールハウス（農機具の保管場所）（是正）１件、農業用倉庫（是正）１件です。

報告（５）農地改良届については、２３ページ１番から３番までの３件で、内容は育苗圃・普通野菜畑１件、普通野菜畑１件、育苗圃１件です。

報告（６）転用事業計画変更承認届については、２４ページ１番の１件で、内容は、自己住宅の建築について転用面積を縮小するものです。

議長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（１月１８日（木）岡山市役所７階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時５６分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員